



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

2020年12月15日 労働政策フォーラム
アニメーターの職場から考える
フリーランサーの働き方

【研究報告】

フリーランサーの働き方

労働政策研究・研修機構

研究所長

濱口桂一郎

0 コロナ禍で注目されるフリーランス

- 2020年2月、子どもの学校休校に伴う「小学校休業等対応助成金」が設けられると
- フリーランスで働く親をどうするのか？と批判が集中
- 急遽フリーランス向けに「小学校休業等対応支援金」を新設
- しかしその額は雇用労働者向けの半額
- そもそも、フリーランスには雇用保険も雇用調整助成金も、何にもない
- 事業者向けの持続化給付金は「事業所得」が前提？
- 改めて、フリーランスという働き方に注目が集まる

1 フリーランス問題の経緯

- 雇用契約の外延をめぐる問題の歴史は古い
- 前近代の職人は作業方法が内部化されており、いちいち指揮命令せず → 雇用というより請負に近かった
- 雇用の典型は執事や女中など家事労働者
- 産業革命で指揮命令に従う従属労働が一般化
- 労働者は弱者とみなされ、それゆえ労働法や社会保障の保護
↔ 自営業者は弱者ではない
- 実際は、法形式上は自営業者だが社会経済的状況は雇用労働者よりも厳しい人々がいた

2 家内労働法と在宅ワーク

- 「内職」と呼ばれる家内労働者：生産工程の一部が各家庭に委託され、低工賃で加工
- 家内労働者の多くは家計補助的労働力で、経済構造の最底辺
- 1970年の家内労働法：業務ごとに最低工賃を設定、委託打切りの予告、工賃支払義務、安全衛生等を規定
- しかし対象が「物品の加工」に限られ、181万人(1970年) → 11万人(2017年) に激減
- 一方で、ネットを介した在宅就業は拡大の一途
- 厚生労働省は2000年「在宅ワークガイドライン」を策定
- 2018年には「自営型テレワークガイドライン」を策定

3 労働者性の判断基準

- 労働法や社会保障で労働者保護が確立すると、境界領域の者が自らの「労働者性」を主張するケース
- 1985年、労働基準法研究会が「労働基準法の『労働者』の判断基準について」報告
- 使用従属性（指揮監督下の労働、賃金支払）をベースに、事業者性、専属性等を加えて総合判断
- 研究者による判例の整理なので、監督現場で使うには操作性が乏しい
- 成長戦略、規制改革計画等で「わかりやすく周知」

4 雇用類似就業への政策

- 近年世界的に情報通信技術を活用した新たな就業形態が拡大（プラットフォーム経済、ギグ経済、クラウドワーク等々）
- 日本でもコロナ禍でウーバー・イーツが拡大
- 2017年「働き方改革実行計画」で、非雇用型テレワーク等雇用類似の働き方について「法的保護の必要性を中長期的課題として検討」
- 厚労省は同年「雇用類似の働き方に関する検討会」を開催し、労政審労働政策基本部会に報告
- 2018年から「雇用類似の働き方論点整理検討会」を開催し、JILPTの調査研究結果も示され、報告を取りまとめる寸前で新型コロナが蔓延

- 雇用類似就業者（発注者から仕事の委託を受け、主として個人で役務を提供し、その対償として報酬を得る者）：JILPTの試算では228万人、そのうち事業者を直接の相手にする者は170万人
- 取引先との間のトラブル：「報酬の支払が遅れた・期日に支払われなかった」18.7%、「仕事の内容・範囲について揉めた」17.4%、「報酬が一方的に減額された」13.3%で「セクハラ・パラハラ等の嫌がらせを受けた」2.9%
- 公的な支援や整備を求める事項：「仕事が打切られた場合の支援」19.6%、「最低限支払うべき報酬額の策定」16.7%、「仕事が原因で負傷・疾病の場合の支援」15.2%

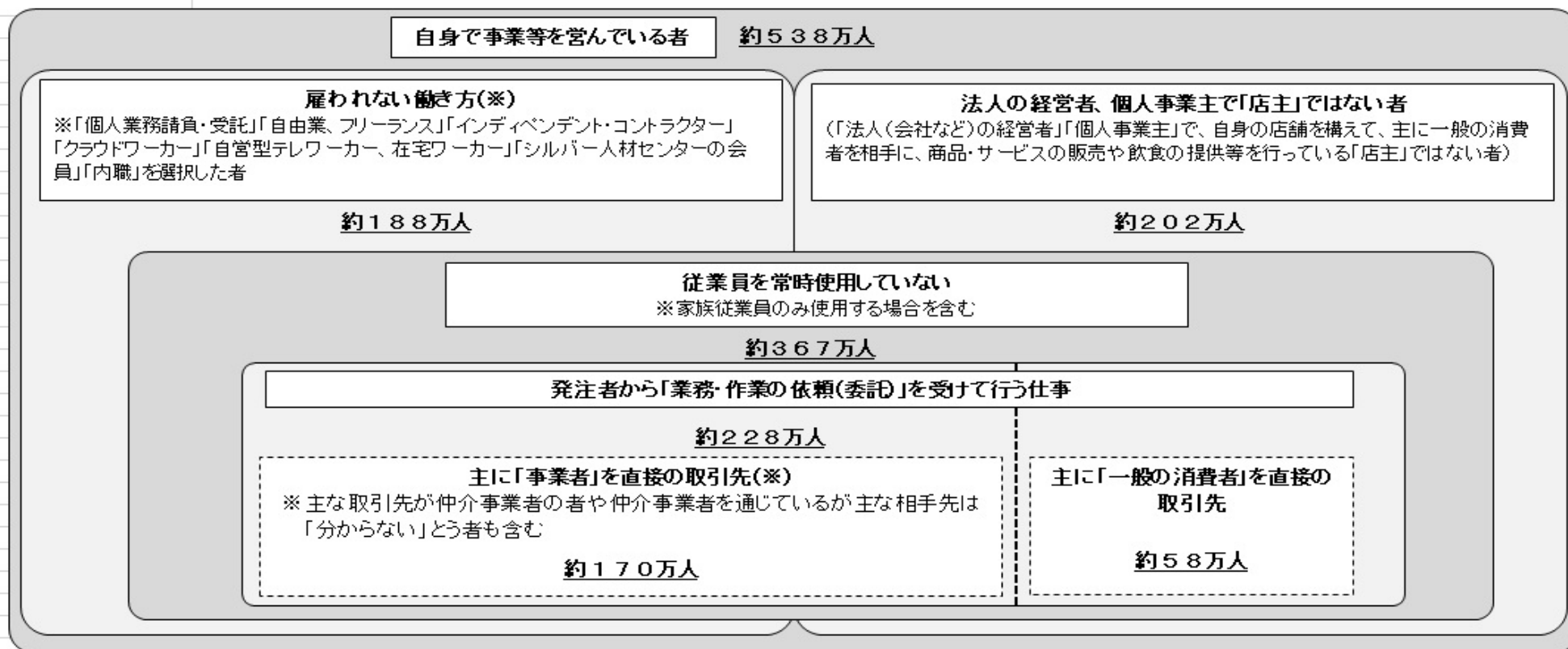
図-1 雇用類似の包含関係

雇用類似の働き方の者に関する試算結果
(個人請負型の就業者の人数)

- 発注者から仕事の委託を受け、主として個人で役務を提供し、その対償として報酬を得る者に関し、人数を試算。
※「雇用類似の働き方」については、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」で検討中であり、現時点で対象者は決まっていないことに留意が必要
- 5ページ以降の調査内容にて把握された条件に基づき、試算した結果は以下のとおり。
※インターネット調査であることや、各設問の条件に該当すると回答した者の人数を試算していること等に留意が必要

全体
(本業+副業)

- ・「ふだん、何か収入になる仕事をしている」者を対象
- ・収入になる仕事の内容(2つ以上している場合には、収入次点の仕事まで)を確認
- ・ここでの「自身で事業等を営んでいる者」は、「法人(会社など)の経営者」「個人事業主」「個人業務請負・受託」「自由業、フリーランス」「インディペンデント・コントラクター」「クラウドワーカー」「自営型テレワーカー、在宅ワーカー」「シルバー人材センターの会員」「内職」「農家や漁業者」を選択した者



出所：労働政策研究・研修機構「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等(速報)」

(注) 小数点以下・四捨五入の関係で、内訳の合計が計に一致しない場合がある。

- 中間整理では、①労働者性の拡張、②中間的概念の創設、ではなく、③自営業者のうち一定の保護が必要な人に保護の内容を考慮して別途必要な措置を講ずる方向を提示
- ①雇用類似の仕事を行う者の募集の際のその条件の明示を促す方策、②委託する際や就業条件を変更する際に、委託者から雇用類似就業者への就業条件の明示を促す方策、③契約の終了について、委託者に対し事前に予告を求めることや契約の解除や打ち切りの事由に一定の制限を設けること、④報酬の支払確保について、報酬を一定期日までに支払うことを促す方策、⑤報酬額について、最低賃金や最低工賃を参考とした最低報酬の設定の要否、⑥安全衛生について、雇用類似就業者に対する危害を発生させる可能性のある設備や物品等を譲渡等する場合に危険防止のための措置を定めるなど、一定の措置を促す方策、⑦紛争が生じたときの相談窓口等、などを検討

5 フリーランスガイドライン

- 2020年7月の「成長戦略実行計画」は、フリーランスの環境整備として実効性のあるガイドラインの策定を予定
- 基本的に、公正取引委員会による独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請代金支払遅延等防止法の適用に関する考え方を整理するもの
- ガイドラインの方向性：①契約書面の交付、②発注事業者による取引条件の一方的変更、支払遅延・減額が優越的地位の濫用 当たることを明確化、③仲介事業者との取引に対する独占禁止法の適用
- 併せて、労働者性の判断基準、労災保険の特別加入も

6 労災保険の特別加入

- 建設業の一人親方は現場で業務災害に遭うリスク高いため、1947年の通達で任意組合を作って擬制適用
- 1965年労災保険法改正により、建設業の一人親方や家内労働者について特別加入制度を創設
- 2020年6月から、労政審労働保険部会で特別加入制度の見直しの議論始まる
- 日本俳優連合、日本フリーランス協会、日本アニメーター・演出協会、日本柔道整復師会からヒアリング
- これら3職種を追加へ

7 小学校休業等対応支援金

- 雇用労働者向けに「小学校休業等対応助成金」を新設、年休とは別に有給の休暇を取得させた事業主への助成金として、1日あたり8330円（後に15000円）
- 11月27日には申請13.7万件、支給決定12.1万件、335億円
- これに対し、子供を抱えて働いているのはフリーランスも同じではないかと批判
- 厚労省は急遽、フリーランス向けに「小学校休業等対応支援金」を新設、1日あたり4100円（後に7500円）、これも低すぎると批判
- 11月27日には申請2.8万件、支給決定2.3万件、46億円

- しかし問題は支給要件：① 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われていること、② 発注者が存在し、業務従事・業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、当該発注者から一定の指定を受けていること、③ 報酬が時間を基礎として計算されるなど、業務遂行に要する時間や業務遂行の結果に個人差が少ないことを前提とした報酬形態となっていること
- これは、労働者性の判断基準において、労働者と判断する方向に用いられる要件
- つまり、労働者に近いフリーランスを支援対象とする仕組み

8 持続化給付金と税法上の労働者性

- 一方、経産省サイドで、5月から「持続化給付金」が支給
- 売上が前年比50%以上減少している法人200万円、個人100万円、当然フリーランスも対象のはずだが
- 「売上」とは確定申告書で事業収入として計上したもの
- フリーランスは税務署の指導に従い、給与所得や雑所得として申告してきた
→対象外に
- 6月末から、給与所得、雑所得として申告してきた者もようやく申請可能に
- 税法上の労働者性との齟齬が露呈（ちなみに、日本郵便の郵便局員の営業手当はなぜか事業所得として持続化給付金を申請するという奇妙な事態も）
- 11月30日には支給決定383万件、約5兆円

9 フリーランスに失業給付？

- 小学校休業等対応助成金は、ごく限られた事態において、フリーランスにも雇用労働者と同じ「休業補償」
- では、失業補償は？
- そもそも、雇用契約の存否のように、休業と失業を法的に明確に区別しがたい
- とはいえ、経済的従属性から休業/失業のリスクは現実にある
- EUは2019年11月の「労働者及び自営業者の社会保障アクセス勧告」で、失業給付を含む6分野について、自営業者にも適用を要請
- 韓国は2020年5月、全国民雇用保険を目指し、当面一部の個人事業者に拡大を表明
- 日本にはまだ動きはないが・・・

10 フリーランスの職業紹介？

- 今回取り残されている領域：フリーランスの職業紹介
- 職業安定法上の「職業紹介」ではないにせよ、社会的にはれっきとした「職業」の「紹介」であり、とりわけ「求人」「求職」情報の扱いは、まったく無規制のままが良いのか議論が必要
- 2010年の「個人請負型就業者に関する研究会」報告書は、「求人情報の利用者が不利益を被らないよう、求人情報の掲載基準について、行政と求人情報業界とが連携してガイドラインを作成することを検討するべき」
- ガイドラインにおいては：

- ① 雇用労働と判断されるような働き方の業務を、業務委託・請負で募集してはいけないこと
- ② 業務委託・請負に係る求人について報酬、契約期間、費用負担、違約金、など必ず掲載すべき事項を定めること
- ③ 勤務場所や勤務時間等が指定される等、就業における条件がある場合はその旨を掲載すること
- ④ 雇用と業務委託・請負の違いに関する一般的な情報（労働法の適用の有無など）を掲載すること
- ⑤ 雇用か、業務委託・請負かをはっきり示すとともに、両者を募集する場合は、その条件面等の違いを明記するようにすること

- 一方、「求職」情報も問題
- フリーランスの人材ビジネスは、職業安定法に基づく個人情報保護指針の対象ではないが、個人情報保護法に基づく個人情報取扱業者ではありうる
- フリーランス「求職者」の個人情報、あるいは（リクナビ事件で明らかになったような）本人も知らない個人に関する情報をどのように保護するか、という問題は、早晚議論の対象となっていくのではないか

11 フリーランスの労働組合・団体交渉

- 2011年、労使関係法研究会が労組法上の労働者性の判断基準を提示
- 事業組織への組み入れ（業務遂行に不可欠・枢要な労働力として組織内に確保）、契約内容の一方的・定型的決定、報酬の労務対価性が基本
- 労基法上は労働者でないフリーランスでも、労働組合を結成して団体交渉することは可能
- プロ野球選手会は労働組合（球団再編時にストライキで注目）
- 日本俳優連合は労働組合ではなく協同組合
- 最近、ウーバーイーツユニオンが注目
- アニメーターは？